

介護予防・日常生活支援総合事業

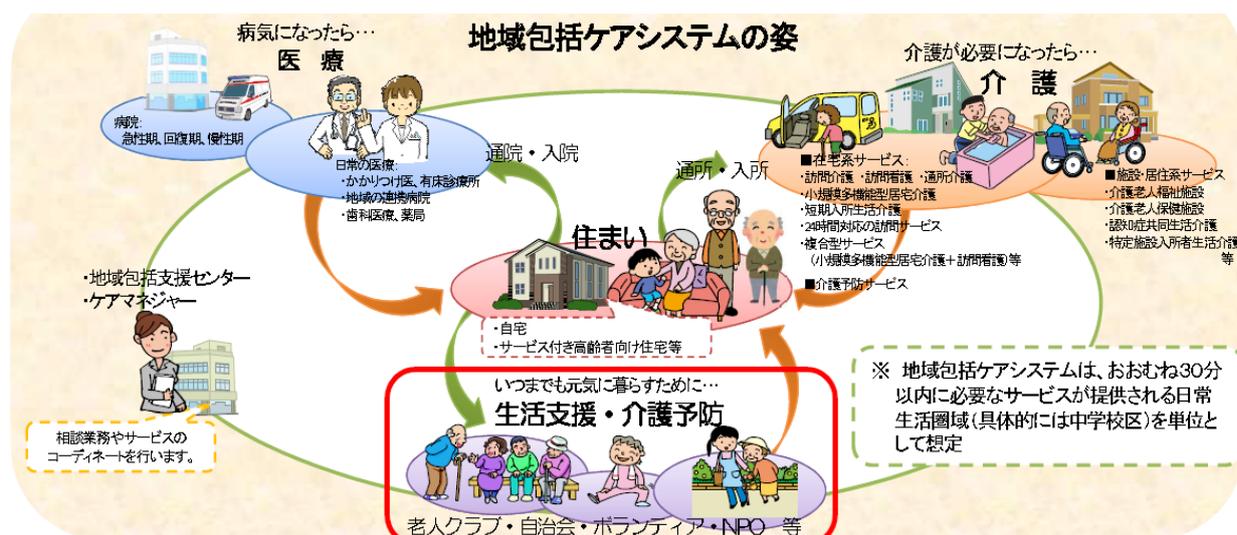
1 横浜市介護予防・日常生活支援総合事業の目的

介護予防・日常生活支援総合事業は、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目的としています。

横浜市においても「地域包括ケアシステム」の構築に向けて、総合事業を実施します。

地域包括ケアシステム

団塊の世代が75歳以上となる2025年（平成37年）を目途に、高齢者が重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築していきます。



横浜市では、次の基本的な考え方のもと、総合事業を実施していきます。

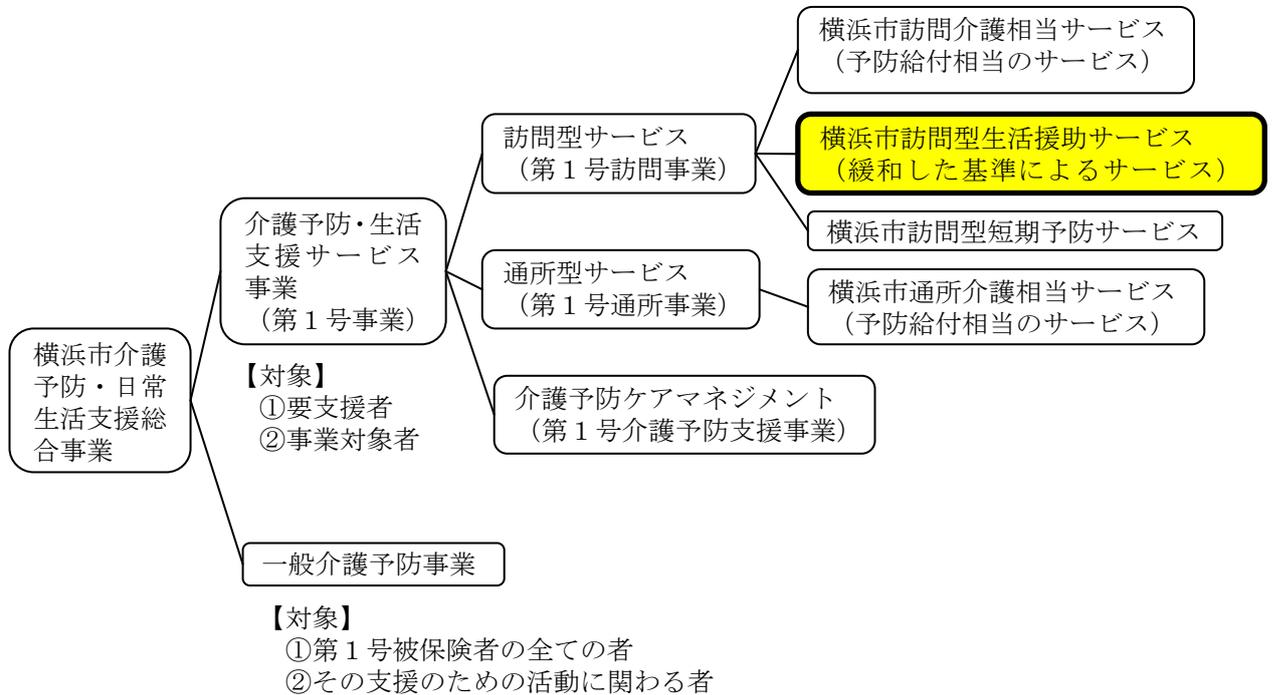
- 高齢者が要支援・要介護状態になることをできるだけ予防するとともに、高齢者自身の力を活かした自立に向けた支援を行う
- 高齢者が住み慣れた地域の中で、人とつながり、生き生きと暮らしていくことができる、多様で柔軟な生活支援が受けられる地域づくりを行う

横浜市の総合事業実施の基本的考え方

- 要介護状態の予防と自立に向けた支援
- 多様で柔軟な生活支援のある地域づくり

2 横浜市介護予防・日常生活支援総合事業の構成

総合事業は、旧介護予防訪問介護等から移行し、要支援者等に対して必要な支援を行う「介護予防・生活支援サービス事業」（介護保険法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号に規定する事業）と、「一般介護予防事業」（同項第 2 号に規定する事業）から構成されます。



※ 横浜市訪問型生活援助サービスは、平成 28 年 10 月から実施予定（詳細後述）

3 介護予防・生活支援サービス事業の対象者

- ① 平成 28 年 1 月以降に、新規・区分変更・更新により要支援認定を受けた方
(認定有効期間の開始年月日が平成 28 年 1 月以降の要支援者)
- ② 平成 28 年 1 月以降に、基本チェックリストにより事業対象者と判断された方

基本チェックリスト

基本チェックリストについては、平成 28 年 1 月から 18 区各 1 地域包括支援センターの住民を対象に試行実施していますが、平成 28 年 10 月から全ての地域包括支援センターで実施する予定です。

事業対象者

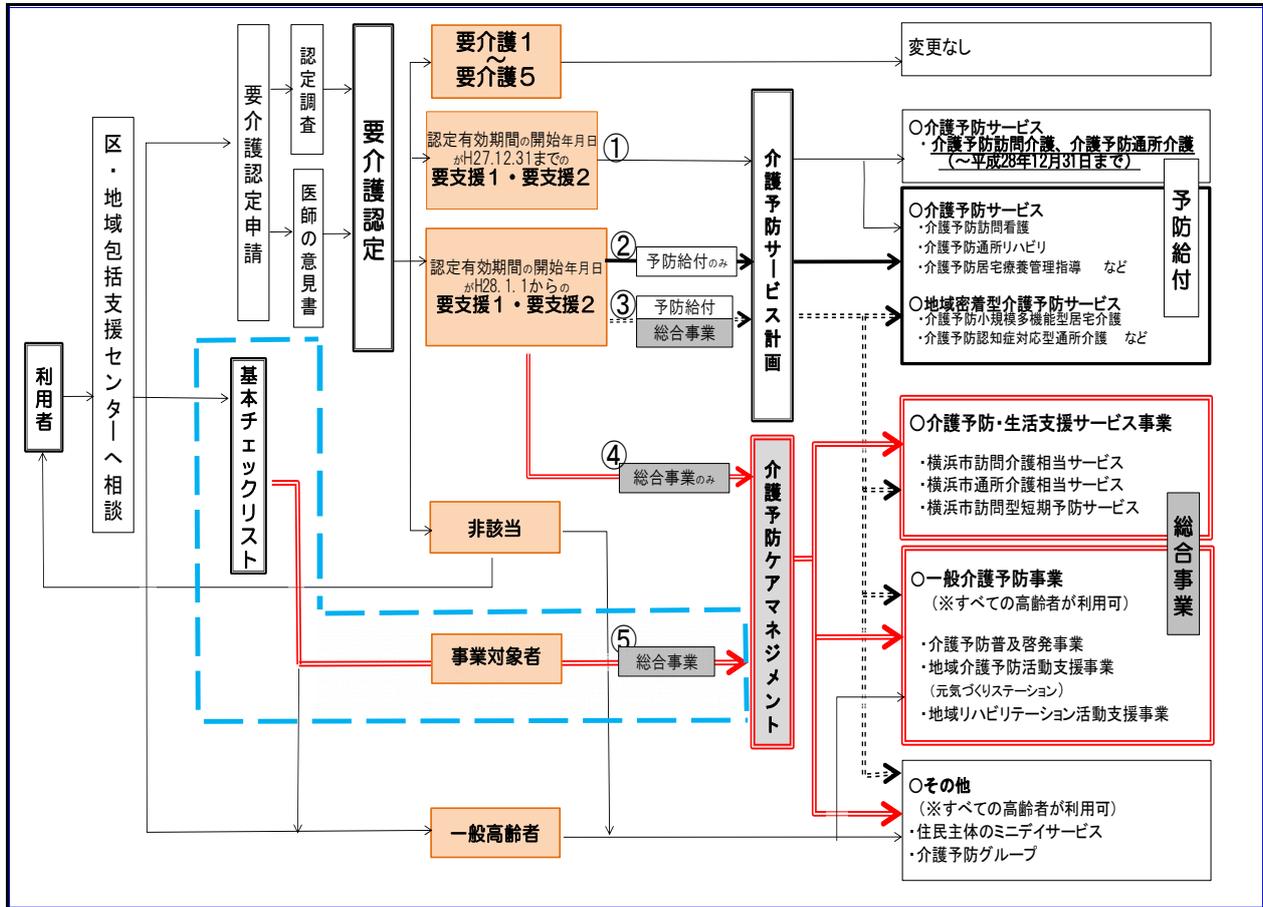
基本チェックリストの基準に該当し、地域包括支援センターにおいて手続きを経た方が事業対象者になります。

- ・ 利用限度額は、要支援 1 と同じ 5,003 単位です。
- ・ 総合事業による支援（訪問介護、通所介護、介護予防ケアマネジメントなど）は受けられますが、予防給付のサービスは利用できません。

4 利用手続

 = 一部の地域包括支援センターで試行実施中の部分

平成 28 年 10 月から市内全域の地域包括支援センターで実施予定



(以下の①～⑤は、上の図中の①～⑤に対応しています。)

- 「認定有効期間の開始年月日が平成 27 年 12 月 31 日までの要支援者」の場合
 - ① 総合事業移行期として、次の認定更新・区分変更までは、予防給付として介護予防訪問介護・介護予防通所介護が引き続き行われますので、手続等に変更はありません。
- 「認定有効期間の開始年月日が平成 28 年 1 月 1 日からの要支援者」の場合
 - ② 予防給付のみ必要な場合 ⇒ 「介護予防サービス計画」
 - ③ 予防給付と総合事業が必要な場合 ⇒ 「介護予防サービス計画」
 - ④ 総合事業のみ必要な場合 ⇒ 「介護予防ケアマネジメント」
- 「平成 28 年 1 月以降に基本チェックリストにより事業対象者」になった場合
 - ⑤ 事業対象者 ⇒ 「介護予防ケアマネジメント」

5 現行のサービス（概要）

(1) 訪問サービス

		予防給付	総合事業	
		介護予防訪問介護	横浜市訪問介護相当サービス	横浜市訪問型短期予防サービス
1	実施時期	認定更新等まで	28年1月以降の認定更新等から	
2	ケアマネジメント	介護予防サービス計画	介護予防サービス計画 又は 介護予防ケアマネジメントA	
3	サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助		アセスメントに基づいた多様なサービス及び地域の通いの場等への参加支援等
4	サービス提供者	介護予防訪問介護の指定事業者	横浜市訪問介護相当サービスの指定事業者	区福祉保健センターの保健師・嘱託看護師
5	サービスの基準	現行	現行と同様	—
6	単価	現行	現行と同様 (1回あたりの単位等を追加)	なし
7	サービスコード	現行	新たなコード (種類コードA1又はA2)	—
8	給付制限	あり	なし	—
9	利用者負担	介護給付の利用者負担割合と同じ		なし
10	限度額管理の有無・方法	限度額管理の対象・国保連で管理		なし
11	事業者への支払い方法	国保連経由で審査・支払		—

(2) 通所サービス

		予防給付	総合事業
		介護予防通所介護	横浜市通所介護相当サービス
1	実施時期	認定更新等まで	28年1月以降の認定更新等から
2	ケアマネジメント	介護予防サービス計画	介護予防サービス計画 又は 介護予防ケアマネジメントA
3	サービス内容	通所介護事業者の従事者によるサービス	
4	サービス提供者	介護予防通所介護の指定事業者	横浜市通所介護相当サービスの指定事業者
5	サービスの基準	現行	現行と同様
6	単価	現行	回数等により整理し、「要支援2・週1回程度」を追加
7	サービスコード	現行	新たなコード (種類コードA6)
8	給付制限	あり	なし
9	利用者負担	介護給付の利用者負担割合と同じ	
10	限度額管理の有無・方法	限度額管理の対象・国保連で管理	
11	事業者への支払い方法	国保連経由で審査・支払	

(3) 介護予防ケアマネジメント

日常生活上の何らかの困りごとに対して、心身機能の改善だけではなく、地域の中で生きがいや役割を持って生活できるような居場所に通い続けるなど、「心身機能」「活動」「参加」の視点を踏まえた内容となるよう要支援者等の選択を支援していくことが重要です。

- ・ ケアマネジメントA（原則的な介護予防ケアマネジメント）

指定事業者によるサービス及び横浜市訪問型短期予防サービスを利用する場合等に実施

- ・ ケアマネジメントC（初回のみ介護予防ケアマネジメント）

一般介護予防事業等を利用する場合等に実施

利用者の自立に向けた意識を持続・向上できるよう1年以内に1回のモニタリングを実施

※ 現行のサービスの詳細については、「横浜市総合事業」のページの平成27年11月30日の説明会資料、Q&A等をご確認ください。

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/kourei/jigyousya/27sougou/>

（検索サイトで「横浜市総合事業」とキーワード検索してください）

6 日割り請求（横浜市訪問介護相当サービス・横浜市通所介護相当サービス・横浜市訪問型生活援助サービス）

予防給付と異なり、利用者との契約開始又は契約解除については、契約日（サービス事業者と利用者が契約を締結した日）又は契約解除日を起算日として日割りで算定します。

ただし、契約月内にサービスの提供がなかった場合、当該月については報酬を算定することができません。その場合、初回のサービス提供日の属する月以降、月額報酬の算定が可能です。

また、月途中で利用者が死亡した場合は契約解除の取扱いに準じ、死亡日を起算日として日割り請求を行ってください。

なお、区分変更（要支援1⇔要支援2）は変更日から、区分変更（要介護→要支援）は契約日から日割りで算定するのは従来の予防給付と同様です。

その他、月額包括報酬の日割り請求にかかる適用については、下記URL（厚生労働省資料）をご確認ください。

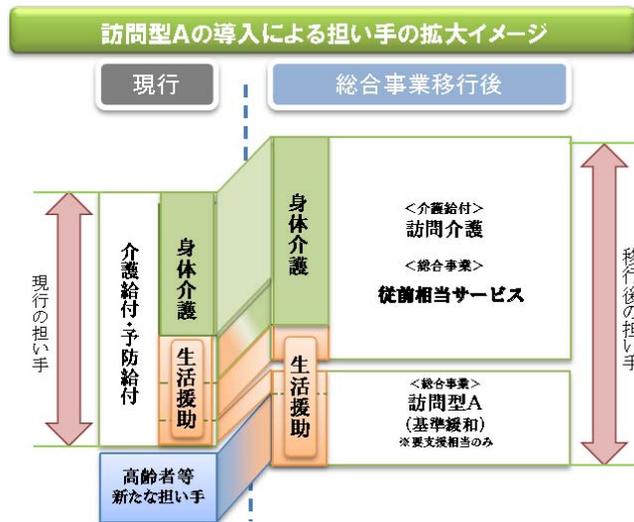
<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/kourei/jigyousya/27sougou/hiwarituuchi.pdf>

7 横浜市訪問型生活援助サービス（緩和した基準によるサービス）

(1) 趣旨

横浜市総合事業において、旧介護予防訪問介護よりも人員等の基準を緩和した「横浜市訪問型生活援助サービス」を平成 28 年 10 月から実施し、一定の研修受講者が、必ずしも専門的なサービスを必要とされない方に生活援助を行えるようにします。

高齢者が増加し訪問介護員の不足が懸念される中、これにより介護人材のすそ野を広げ、訪問介護員が身体介護を重点的に提供することができるようにします。



(出典：三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社)

(2) サービス内容

訪問介護の生活援助の範囲内

(「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」(厚生省平成 12 年老計第 10 号通知)において示されている生活援助等)

(3) 提供方法

横浜市訪問介護相当サービスと同様に、指定事業者により実施し、第 1 号事業支給費に係る審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会(国保連合会)に委託して行います。

(4) 指定事業者の指定

横浜市内の訪問介護の指定事業者から申請を受け付け、訪問介護の指定事業者が横浜市訪問型生活援助サービスの指定を併せて受けることができるよう手続を行います。

指定の有効期間の満了日は、訪問介護の指定の有効期間の満了日と同日とします。

※ 申請の受付は、当面の間、横浜市内の事業者に限ります。

平成 28 年 10 月から事業開始を希望する事業者については、「横浜市総合事業」のページに掲載している「指定申請等の手続」を確認の上、7 月 15 日から 8 月 15 日までの期間に必要書類を提出してください。

また、横浜市訪問介護相当サービスと同様に、指定事業者リストを同ページに掲載予定です。

(5) サービスの基準

下表の②「訪問介護員等」を「従事者」として、「一定の研修（注1）受講者」でも従事可能とします。

その他の基準については、質を確保する観点から、現行と同様とします。

	横浜市訪問介護相当サービス	横浜市訪問型生活援助サービス
人 員	①管理者 常勤・専従1以上 ※ 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能	①管理者 常勤・専従1以上 ※ 訪問介護の管理者が兼ねる。
	②訪問介護員等 常勤換算2.5以上 【資格要件:介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者】	②従事者(注2) 必要数 【資格要件:介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者又は一定の研修受講者】
	③サービス提供責任者(注3) 常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上 ※一部非常勤職員も可能。 【資格要件:介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者】	
設 備	・事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ・必要な設備・備品	
運 営	・訪問介護員等の清潔の保持・健康状態の管理 ・秘密保持等 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供等	・従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ・従事者又は従事者であった者の秘密保持 ・事故発生時の対応 ・廃止休止の届出と便宜の提供等（横浜市訪問介護相当サービスの基準と同様）

(注1) 一定の研修

資格を持つ方の採用が難しい現状を踏まえて、採用前に資格を取得するのではなく、採用後、各事業所で研修を行う、又は他の事業者等が行う講義を受講させる、のいずれかの方法で実施していただきます。

講義実施にあたって、横浜市が標準テキストを作成し、必要な内容をお示しします。また、講義に加え、同行訪問の実施を必須とします。

研修については、事前に誓約書を提出し、各事業所において研修記録をとってください。研修記録には、下記内容を必ず盛り込むようにしてください。

- ・ 受講者氏名
- ・ 講義実施年月日
- ・ 講義時間数
- ・ 講義実施事業者名
- ・ 同行訪問の実施日時
- ・ 同行訪問指導者氏名 等

※ 標準テキスト、誓約書の様式、研修記録の参考様式については、「横浜市総合事業」のページに掲載しています。

(注2) 従事者

訪問介護員等が従事者を兼務することは可能ですが、従事者としての勤務時間を訪問介護、介護予防訪問介護及び横浜市訪問介護相当サービスの常勤換算数の計算に算入することはできません。

(注3) サービス提供責任者

本サービスの利用者1人を訪問介護、介護予防訪問介護及び横浜市訪問介護相当サービスの利用者1人とみなして計算し、本サービス利用者も含めて「利用者40人に1人以上」のサービス提供責任者を配置する必要があります。

(6) 単価

「サービスコード表」記載のサービスコードを使用します。

1単位あたりの単価は、横浜市の地域区分単価（11.12円）と同じとします。

ア 基本報酬

横浜市訪問介護相当サービスの基本報酬の90%とします（平成29年度まで。平成30年度以降は、横浜市訪問介護相当サービスの単価等を踏まえ改めて検討します。）。

基本は月当たりの包括単位を用いますが、横浜市訪問介護相当サービスと組み合わせながら自立支援につなげる場合は、利用1回ごとの単位（1月につき4回まで）を用います。

サービス内容略称	対 象	回数等	算定単位	参 考 横浜市訪問介護相当サービス
訪問型サービスⅠ／2	事業対象者、 要支援1・2	週1回程度の訪問が必要とされた方に対する包括的支援	1月につき 1,051単位	訪問型サービスⅠ 1月につき 1,168単位
訪問型サービスⅡ／2	事業対象者、 要支援1・2	週2回程度の訪問が必要とされた方に対する包括的支援	1月につき 2,102単位	訪問型サービスⅡ 1月につき 2,335単位
訪問型サービスⅢ／2	事業対象者、 要支援2	週2回を超える程度の訪問が必要とされた方に対する包括的支援	1月につき 3,334単位	訪問型サービスⅢ 1月につき 3,704単位
訪問型サービスⅣ／2	事業対象者、 要支援1・2	1月につき4回まで	1回につき 239単位	訪問型サービスⅣ 1回につき 266単位

「90%」の考え方

人件費割合7割の中で、本市の訪問介護事業所アンケート調査を踏まえ、介護人材のすそ野を広げるための一定水準の賃金の確保、事業所の参入促進、人材育成の負担等を考慮しました。

※ 本サービスの提供にあたっては、処遇改善加算を設定しません。

1回当たりの単位（訪問型サービスⅣ／2）

横浜市訪問介護相当サービスと組み合わせる場合は、それぞれ1回当たりの単位を
用います。包括単位と1回当たりの単位を組み合わせることはできません。

また、1回当たりの単位で組み合わせる場合、月の合計単位が国の定める包括単位（横
浜市訪問介護相当サービスの単位と同じ）以下となるようにする必要があります。

→ ケアマネジメントにより、週1回程度の訪問が必要とされた方には1,168単位以
下、週2回程度の訪問が必要とされた方には2,335単位以下で組み合わせます。

イ 加算・減算

- ・ 初回加算：200単位加算（現行と同じ単位）
- ・ サービス提供責任者体制減算：所定単位数×70%（現行と同じ割合）
- ・ 集合住宅減算：所定単位数×90%（現行と同じ割合）

(7) 利用者負担

利用者負担割合は介護給付と同じです（原則1割、一定以上所得者は2割）。

横浜市訪問介護相当サービスと異なる点

- ・ 原子爆弾被爆者に対する公費助成の対象外
- ・ 社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額
軽減制度事業の対象外

横浜市訪問型生活援助サービスに係る取扱いの一部変更について(通知)(平成28年9月
30日健高在第687号)により下線のとおり変更しています。

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/kourei/jigyousya/27sougou/280930tuuchi.pdf>

(8) その他

本サービスは、要支援者等に対するサービスですが、認定申請後、要支援認定が確定するま
での間に暫定ケアプランに基づいてサービスを利用した場合で、**暫定ケアプランと実際の認定
結果の給付区分が異なった場合（要介護1以上の認定が出た場合）であっても、必ずしも全
額自己負担とならない場合がありますので、個別に横浜市高齢在宅支援課に御連絡ください。**

地域包括支援センター又は委託を受けた居宅介護支援事業者において初期相談の対応を行
う際、認定結果が確定する前のサービス導入（暫定ケアプラン）の必要性を十分に見きわめる、
本人・家族に対して暫定ケアプラン及びその後の取扱いについて説明を行うなど、ご注意くだ
さい。

※ 横浜市訪問型生活援助サービスのサービスコード、Q&Aについては、「横浜市総合事業」の
ページをご確認ください。

8 対象者となるケースとサービス提供の考え方（平成28年10月から）

各サービスの対象者となるケースとサービス提供の考え方について、厚生労働省「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン」及び市内介護事業所、地域ケアプラザ等へのアンケート調査等を踏まえ次のとおりとします。

(1) 訪問型サービス等

横浜市訪問介護相当サービス	横浜市訪問型生活援助サービス	横浜市訪問型短期予防サービス	シルバー人材センター、民間企業、その他の多様なサービス
<p>1 既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要とケアマネジメントで認められるケース</p> <p>2 ケアマネジメントで、以下のような訪問介護員による専門的なサービスが必要と認められるケース</p> <p>(例)</p> <p>① 認知機能の低下や精神・知的障害により日常生活に支障があるような症状や行動を伴う者</p> <p>② 退院直後で状態が変化しやすく、自立支援に向けた専門的サービスが特に必要な者</p> <p>③ ごみ屋敷となっている者や社会と断絶している者などの専門的な支援を必要とする者</p> <p>④ 心疾患や呼吸器疾患、がんなどの疾患により日常生活の動作時の息切れ等により、日常生活に支障がある者</p> <p>⑤ ストーマケア、インシュリン等、本人が行う医療的な処置等に対して見守りが必要な者</p> <p>⑥ 不適切な介護状態にある者</p> <p>⑦ 医師に指示された食事形態に配慮した調理等が必要な者</p> <p>※ 状態等を踏まえながら、一定期間後のモニタリングに基づき可能な限り多様なサービスの利用を促進していくことが重要。</p>	<p>○ 左記に該当しないケースで、指定事業者によるサービスが必要とケアマネジメントで認められるケース</p> <p>※ 状態等を踏まえながら、その他の多様なサービスの利用を促進していくことが重要。</p>	<p>1 うつ状態及び運動機能低下等の理由による、閉じこもり傾向のある者</p> <p>2 心身の状況等の理由により、地域の通いの場等への参加が困難になった者</p>	<p>※ 利用者により選択</p> <p>※ ケースに応じてケアマネジメントの対象</p>

(2) 通所型サービス等

横浜市通所介護相当サービス	一般介護予防事業	地域のサロン、民間企業、その他の多様なサービス
<p>1 既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要とケアマネジメントで認められるケース</p> <p>2 「多様なサービス」の利用が難しいケース、不適切なケース (例) ① うつ状態及び運動機能の低下等の理由による閉じこもり傾向のある者 ② 自宅での入浴が困難な者 ③ 不適切な介護状態にある者</p> <p>3 通所により専門職の指導を受けながら集中的に生活機能の向上のためのトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース</p> <p>※ 状態等を踏まえながら、一定期間後のモニタリングに基づき可能な限り多様なサービス等の利用を促進していくことが重要。</p>	<p>○ 65歳以上の全ての者、その支援のために活動する者</p>	<p>※ 利用者により選択</p>